第四十六条第三項第六号	特定機械等
第四十六条第四項	設計審査等
第四十七条第二項	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち構造に係る部分
第四十七条第四項	製造時等検査
	検査方法
第五十一条（見出しを含む。）	審査員又は検査員
第五十二条	設計審査等の
第五十二条の二	設計審査等を
	設計審査等の
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の
第五十三条の二（見出しを含む。）	都道府県労働局長

第四十四条第一項の政令で定める機械等	特定機械等
	設計審査等
	登録設計審査等機関登録簿
	個別検定を行うときは、検定員
	第四十四条第三項の基準
	個別検定
	検定方法
	検定員
	個別検定の
	個別検定を
	個別検定の
	厚生労働大臣又は都道府県労働局長

第五十四条の二中「第四十六条及び」を「第四十六条（第一項（各号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）を除く。）及び」に改め、「おいて」の下に「、第四十七条（見出しを含む。）から第五十条まで及び第五十三条の二（見出しを含む。）の規定中「設計審査等」とあるのは「型式検定」と、第五十二条から第五十三条までの規定中「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録型式検定機関」と読み替えるほか」を加え、「字句と」を「字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十六条第一項	第三十七条第三項
	次の各号に掲げる特定機械等の区分に応じ当該各号に定める業務を行うことについて、厚生労働省令で定める地域の区分
	第四十四条の二第一項
	厚生労働省令で定める区分
	型式検定

第四十六条第三項第三号	製造時等検査を行う者については、別表第五
	製造時等検査を行うもの
	型式検定を行うもの
第四十六条第三項第四号	製造時等検査を行う者については、製造時等検査
	別表第六第一号
	検査員
	別表第十五第一号
	検定員
第四十六条第三項第五号	製造時等検査を行う者については、検査員
	別表第七
	検査員を
	製造時等検査の
	型式検定
	別表第十六
	検定員を
	型式検定の
第四十六条第三項第六号	特定機械等
	設計審査等
	型式検定
	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等
第四十六条第四項	登録設計審査等機関登録簿
	型式検定を行うときは、検定員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員
	登録型式検定機関登録簿
	第四十四条の二第三項の基準
第四十七条第二項	設計審査を行うときは審査員にこれを実施させ、製造時等検査を行うときは検査員
	第三十七条第二項の基準のうち構造に係る部分
第四十七条第三項	製造時等検査
	検査方法
	型式検定
第四十七条第四項	審査員又は検査員
	設計審査等の
	検定員
第五十一条（見出しを含む。）	設計審査等を
	設計審査等の
	型式検定を
第五十二条	設計審査等の
	型式検定の
第五十二条の二	設計審査等の
	型式検定の
第五十三条第一項及び第二項第三号	設計審査等の
	型式検定の
第五十三条の二（見出しを含む。）	都道府県労働局長
	厚生労働大臣

第五十四条の三第二項第一号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。
第五十四条の四第二項中「第四十五条第三項」を「第四十五条第四項」に改める。